

(第一類 第十六号)

第一回國會 衆議院 財政及び金融委員會會議 録第五号

(六一)

付託事件

國民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一號)

生命保険中央會及び損害保険中央會の保険業務に關する權利義務の承繼等に關する法律案(内閣提出)(第七號)

酒類配給公團法案(内閣提出)(豫第一號)

昭和二十二年七月十二日(土曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 北村徳太郎君

委員 島田 晋作君 理事中崎 敏君

理事梅林 時雄君 理事星田樹右衛門君

理事堀田十一郎君 理事吉川 久衛君

赤松 勇君 川合 彰武君

川島 金次君 河井 榮藏君

佐藤次郎君 西村 榮一君

林 大作君 松尾 トシ君

大上 司君 後藤 悦治君

中曾根康弘君 原 彪君

松田 正一君 鈴木 正文君

泉山 三六君 島村 一郎君

周東 英雄君 宮崎 靖君

山口喜久二郎君 内藤 友明君

石原 登君 河口 陽一君

出席政府委員

大藏政務次官 小坂善太郎君

大藏事務官 前尾繁三郎君

大藏事務官 福田 越夫君

七月十日

生命保険中央會及び損害保険中央會の保険業務に關する權利義務の承繼等

に關する法律案(内閣提出)(第七號)の審査を本委員に付託された。

本日の會議に付した事件

國民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一號)

生命保険中央會及び損害保険中央會の保険業務に關する權利義務の承繼等に關する法律案(内閣提出)(第七號)

酒類配給公團法案(内閣提出)(豫第一號)

○北村委員長 會議を開きます。

前會に引續きまして國民貯蓄組合法の一部を改正する法律案について質疑を續けます。内藤君。

○内藤委員 この改正案につきましてきわめて簡單なることを、二御質問申し上げたいと思ひます。改正案に「第四條の二を削る」という言葉がありますが、第四條の二と申すのは、

「市町村農業會其の他第二條第四號ノ團體ノ貯金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ國民貯蓄組合ノ貯蓄ニ依ラザルモノト雖モ前條ノ規定ノ適用ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ國民貯蓄組合ノ貯蓄ニ依ルモノト看做ス」というのがあるのであります。これを削りになる理由を一應お尋ねいたしたいと思ひます。

○福田政府委員 農業會、市街地信用組合等の預金は、國民貯蓄組合ではありませんが、國民貯蓄組合と同様、一萬圓以下の預金につきましては免稅する。國民貯蓄組合と同様の扱いをいたしまして、免稅の扱いをしますと思ひます。

○福田政府委員 農業會、市街地信用組合等の預金は、國民貯蓄組合ではありませんが、國民貯蓄組合と同様、一萬圓以下の預金につきましては免稅する。國民貯蓄組合と同様の扱いをいたしまして、免稅の扱いをしますと思ひます。

○福田政府委員 農業會、市街地信用組合等の預金は、國民貯蓄組合ではありませんが、國民貯蓄組合と同様、一萬圓以下の預金につきましては免稅する。國民貯蓄組合と同様の扱いをいたしまして、免稅の扱いをしますと思ひます。

○福田政府委員 農業會、市街地信用組合等の預金は、國民貯蓄組合ではありませんが、國民貯蓄組合と同様、一萬圓以下の預金につきましては免稅する。國民貯蓄組合と同様の扱いをいたしまして、免稅の扱いをしますと思ひます。

○福田政府委員 農業會、市街地信用組合等の預金は、國民貯蓄組合ではありませんが、國民貯蓄組合と同様、一萬圓以下の預金につきましては免稅する。國民貯蓄組合と同様の扱いをいたしまして、免稅の扱いをしますと思ひます。

○福田政府委員 農業會、市街地信用組合等の預金は、國民貯蓄組合ではありませんが、國民貯蓄組合と同様、一萬圓以下の預金につきましては免稅する。國民貯蓄組合と同様の扱いをいたしまして、免稅の扱いをしますと思ひます。

○福田政府委員 農業會、市街地信用組合等の預金は、國民貯蓄組合ではありませんが、國民貯蓄組合と同様、一萬圓以下の預金につきましては免稅する。國民貯蓄組合と同様の扱いをいたしまして、免稅の扱いをしますと思ひます。

○福田政府委員 農業會、市街地信用組合等の預金は、國民貯蓄組合ではありませんが、國民貯蓄組合と同様、一萬圓以下の預金につきましては免稅する。國民貯蓄組合と同様の扱いをいたしまして、免稅の扱いをしますと思ひます。

いうのがこの四條の二の現在の趣旨であります。ところが、過般來、御承知の通り、稅制の改正をいたしまして、免稅團體というものを極力整理してきただけであります。その權衡上から申しますと、現在の状況におきましては、農業會、市街地信用組合等を、無條件にこれを免稅團體であるというふうにいたすことは、適當でない段階に立ち至つたのであります。今回それをはずす、しかしながら農業會、市街地信用組合等が、貯蓄組合といたしまして別に看板を掲げるといふ際におきましては、貯蓄組合といたしまして從來通りの取扱ひをいたす、かようなふうに変更しようと思つたのであります。

○内藤委員 稅制の改正によりまして、免稅團體の整理のために農業會並びに市街地信用組合を除くといふことなのであります。現在インフレといふ問題が非常に大きな問題でありまして、この解決のためにいふことが、を官民ともにやつておるのであります。殊にその中でも金融財政の方面から見ますと、貯蓄の奨励といふことは一日もゆるがせにしてはならぬことだと考へるのであります。そういう時期にあたりまして、市町村農業會並びに市街地信用組合が、單なる稅制整理の上から免稅團體を整理するといふことで、言葉を換えて申しますならば、適當でないといふので御整理なさるといふそのお心持は、はなはだ恐縮であります。重ねてお尋ね申し上げたいと思ひます。

○福田政府委員 農業會や市街地信用組合の預金が、そのまま貯蓄組合とみなされまして免稅の取扱ひを受けるといふことになりました。權衡上非常に他に影響するところが多くなつてくるのであります。そこで、實體はさして變りないのであります。一應農業會を單位といたしまして貯蓄組合をつくる、あるいは市街地信用組合が同時に貯蓄組合を形成するといふような際におきましては、貯蓄組合といふ考え方において免稅の取扱ひをいたそう、こゝいうことであります。同時に貯蓄組合といたしますれば、普通の農業會の預金と違つて、貯蓄組合といふ看板によりまして、貯蓄意欲といふものが相當普通の預金とは違つた面において動くのでありますから、とにかく現在の税制の全體と調和させながら實現しよう、かような趣旨でやつておるのであります。

○内藤委員 なるほど附則の改正の方をみますと、あまり影響のない御措置を講じておるのであります。第四條の二の改正規定は、政令で定める日から、これを施行する。といふので、この改正法律全體の施行と切り離してある。これはいつの日から存じませんけれども、私が付度いたしまするに、おそらく農業協同組合といふものが施行されるそのことをお考えになつておられるのじやないかと思ひます。これは私の推測でありますから、間違つておりますればそれは間違ひだとおつし

やつていただきたい。そうして一番末尾に、さらにまだ八箇月の猶豫期間をつつておられる。こゝういふことになつておられて、どちらかと申しますと、あまり影響のないような措置を講じておられる。それは一應わかるのであります。こゝういふことをおつくりになるならば、なぜ現行のままで悪いのであるかといふことを考へるのであります。それは、どういふことでありますでしょうか。

○福田政府委員 現行のままであります。農業會や市街地信用組合などの預金が、そのまま貯蓄組合の預金とみなされまして當然免稅と相なるのであります。こゝういふことは他の免稅の方との權衡上どうもおもしろくない。それで私もどうもいたしましては、早くこの問題に手を打ちまして、逆にこれを、貯蓄組合としての看板を掲げるといふ際におきましては、從來通りの取扱ひをいたそう。むしろ整理される面に對しまして、先んじてこの預金を育成するといふ見地から手を打つといふ氣持でやつておるのであります。その手を打ちませんと免稅團體の整理という觀點から強く批判される。かゝうに考へております。

○内藤委員 他の均衡の上から整理なさるといふことはわかつたのであります。したが、ただいまのお話の中にも、二枚看板をやつていられる、國民貯蓄組合の看板をあげたいといふやうなことがあつてあります。それはきわめて簡單なことであります。それは、實は煩雜なの

やつていただきたい。そうして一番末尾に、さらにまだ八箇月の猶豫期間をつつておられる。こゝういふことになつておられて、どちらかと申しますと、あまり影響のないような措置を講じておられる。それは一應わかるのであります。こゝういふことをおつくりになるならば、なぜ現行のままで悪いのであるかといふことを考へるのであります。それは、どういふことでありますでしょうか。

○福田政府委員 現行のままであります。農業會や市街地信用組合などの預金が、そのまま貯蓄組合の預金とみなされまして當然免稅と相なるのであります。こゝういふことは他の免稅の方との權衡上どうもおもしろくない。それで私もどうもいたしましては、早くこの問題に手を打ちまして、逆にこれを、貯蓄組合としての看板を掲げるといふ際におきましては、從來通りの取扱ひをいたそう。むしろ整理される面に對しまして、先んじてこの預金を育成するといふ見地から手を打つといふ氣持でやつておるのであります。その手を打ちませんと免稅團體の整理という觀點から強く批判される。かゝうに考へております。

○内藤委員 なるほど附則の改正の方をみますと、あまり影響のない御措置を講じておるのであります。第四條の二の改正規定は、政令で定める日から、これを施行する。といふので、この改正法律全體の施行と切り離してある。これはいつの日から存じませんけれども、私が付度いたしまするに、おそらく農業協同組合といふものが施行されるそのことをお考えになつておられるのじやないかと思ひます。これは私の推測でありますから、間違つておりますればそれは間違ひだとおつし

やつていただきたい。そうして一番末尾に、さらにまだ八箇月の猶豫期間をつつておられる。こゝういふことになつておられて、どちらかと申しますと、あまり影響のないような措置を講じておられる。それは一應わかるのであります。こゝういふことをおつくりになるならば、なぜ現行のままで悪いのであるかといふことを考へるのであります。それは、どういふことでありますでしょうか。

○福田政府委員 現行のままであります。農業會や市街地信用組合などの預金が、そのまま貯蓄組合の預金とみなされまして當然免稅と相なるのであります。こゝういふことは他の免稅の方との權衡上どうもおもしろくない。それで私もどうもいたしましては、早くこの問題に手を打ちまして、逆にこれを、貯蓄組合としての看板を掲げるといふ際におきましては、從來通りの取扱ひをいたそう。むしろ整理される面に對しまして、先んじてこの預金を育成するといふ見地から手を打つといふ氣持でやつておるのであります。その手を打ちませんと免稅團體の整理という觀點から強く批判される。かゝうに考へております。

○内藤委員 なるほど附則の改正の方をみますと、あまり影響のない御措置を講じておるのであります。第四條の二の改正規定は、政令で定める日から、これを施行する。といふので、この改正法律全體の施行と切り離してある。これはいつの日から存じませんけれども、私が付度いたしまするに、おそらく農業協同組合といふものが施行されるそのことをお考えになつておられるのじやないかと思ひます。これは私の推測でありますから、間違つておりますればそれは間違ひだとおつし

やつていただきたい。そうして一番末尾に、さらにまだ八箇月の猶豫期間をつつておられる。こゝういふことになつておられて、どちらかと申しますと、あまり影響のないような措置を講じておられる。それは一應わかるのであります。こゝういふことをおつくりになるならば、なぜ現行のままで悪いのであるかといふことを考へるのであります。それは、どういふことでありますでしょうか。

○福田政府委員 現行のままであります。農業會や市街地信用組合などの預金が、そのまま貯蓄組合の預金とみなされまして當然免稅と相なるのであります。こゝういふことは他の免稅の方との權衡上どうもおもしろくない。それで私もどうもいたしましては、早くこの問題に手を打ちまして、逆にこれを、貯蓄組合としての看板を掲げるといふ際におきましては、從來通りの取扱ひをいたそう。むしろ整理される面に對しまして、先んじてこの預金を育成するといふ見地から手を打つといふ氣持でやつておるのであります。その手を打ちませんと免稅團體の整理という觀點から強く批判される。かゝうに考へております。

○内藤委員 なるほど附則の改正の方をみますと、あまり影響のない御措置を講じておるのであります。第四條の二の改正規定は、政令で定める日から、これを施行する。といふので、この改正法律全體の施行と切り離してある。これはいつの日から存じませんけれども、私が付度いたしまするに、おそらく農業協同組合といふものが施行されるそのことをお考えになつておられるのじやないかと思ひます。これは私の推測でありますから、間違つておりますればそれは間違ひだとおつし

やつていただきたい。そうして一番末尾に、さらにまだ八箇月の猶豫期間をつつておられる。こゝういふことになつておられて、どちらかと申しますと、あまり影響のないような措置を講じておられる。それは一應わかるのであります。こゝういふことをおつくりになるならば、なぜ現行のままで悪いのであるかといふことを考へるのであります。それは、どういふことでありますでしょうか。



ります。しかしインフレ抑制のみに目を奪われまして、むやみに産業資金の融通を抑えまると、産業が萎靡不振に陥りまして、やがてそれがまたインフレの原因になるという事は私が今さらここで申し上げませんでもわかりきったことであります。こういふことを考えて農業資金のことを考えますと、先ほど申し上げましたように、肥料資金の問題、あるいは開拓資金の問題、あるいは静岡の製茶資金の問題、あるいは漁業資材の購入資金の問題、そういうことにつきまして、この三、四月以来まったく農山漁村においては何と申しますか、インフレ抑制のための産業資金を抑えられておることによつて、非常に大きな問題にぶつかつたのであります。このために實際に農業生産があらなくなり、食糧の増産ができなくなつておる事實があるものであります。これにつきまして、どういふ御方針、お氣持でこのインフレ抑制と産業資金の融資とのことをお考えになつておられますか、一應お伺いいたしたいと思つてあります。

○小坂政府委員 ただいまの御質問まことにごもつとも存じますが、政府といたしましては、この際何としても最大の目標はインフレの阻止だ。そのためにはまず健全財政を堅持するといふことが最も緊要の問題である。かように深く考えて進んでおります。しかしながらこの健全財政を堅持いたします建前が、單に文字の上の、あるいは数字の上の收支のバランスを合致することに終始いたしまして、そのしりが金融にきてこれを壓迫するといふことになりましてこれを意味がないので、私どももいたしましては、これに

即應いたしまして、健全金融という建前をやはり堅持しております。しかしながら仰せの通り、いろ／＼な面において、金融拘束のために産業の萎靡が来すといふような面も考えられますので、近く全般的な資金計畫を再検討いたすことになつております。それにつきまして、一方においてできるだけ資金を蓄積していただきまして、そうして政府の先ごろからしばしば申し上げております新圓の再封鎖をしない、あるいは登録などもしないといふことを強く認識していただきまして、通貨の信用を堅持して、そうして貯蓄を増強して、その全體的貯蓄のわくから今仰せの産業資金のわけ前を多くとつていきたい。さうに考えております。

○北村委員長、佐藤君。○佐藤(調)委員 この法案の中で一番疑問に感ずるのは、御承知のように貯金は今まで戦時中、大體強制的にやられるといふような意味で、それは民心に非常な壓迫を與えており、ある程度まで民主主義の目的に反してゐる。けれども民主的にやつてはたして實際効果があるかどうかといふことについて御見解を承りたい。いま一つは、御承知のように隣組制度が廢止になりまして、さういふようなものがなくなれば、實際國民貯蓄といふものはどれほどの効果をもつておるか、どれだけの成果があるかといふこの二點について伺いたい。

○福田政府委員 お説の通り、戦時中にやつたような効果は、どういただいまの状況におきましては期待し得ないと思ひます。しかしながらおつしやられる通り、地域の方はなか／＼むずかしいのであります。職域の方は割合にまとまりがよからうかと思つておるのであります。たれか一人はいりたといふ事情があつて、貯蓄をひとつやろやないかといふ提唱がありますれば、それに共鳴するといふような方も相當おると思ひます。職域の方の組合が相當伸びていくといふことは大いに期待しておるのであります。それがら當面は、全體といたしましておつしやる通りなか／＼むずかしいのであります。しかし長い通貨に對する考え方、また貯蓄に對するわれ／＼の生活態度をどうするかといふような考え方、さういふものに對しましては、ほんとうに今後意識深いものがあるかといふふに考えております。

な御質問の第二點の地域につきましては、御承知の通り非常にむずかしいのであります。これまた愛國心の發揚によりまして、かようなものはむずかしいながらも相當やりたいといふことを期待しております。

○北村委員長 ほかに質疑はありませんか。——御質疑がないようでありますからこれで質疑は終了いたしました。

これより國民貯蓄組合法の一部を改正する法律案を議題といたしまして討論、採決に入ります。中崎君。

○中崎委員 私は本法案に對しまして、希望意見を申し述べまして賛成したいと思ひます。本組合法の改正の骨子は、本組合法の改正によつて従前天降的であつたところの規定を民主的な方向にもつていくといふこと、それから免稅點一萬圓を三萬圓に引上げるといふことが主な要旨のように考えておるわけであります。その第一の點

につきましては希望として申し上げてみたいと思ひますのは、殊に預金の増強の必要であることは申すまでもないこととでありますけれども、一面においてインフレ進行の過程において、庶民階級の生活が非常に困窮の状態に置かれておるわけでありまして、さらにまたインフレの進行によつて、さうした汗水流して貯蓄したところの金が、その貨幣價値の低下によりまして、より以上これらの人々に對するところの負擔といひますか、損害といひますか、さういふようなものが大きくなるというやうなことも考えるわけでありまして、さういふ意味におきまして、眞に貯蓄の必要であるといふふなことに對して、さうしてその上に國家協力といふふな氣持から預金の増強されることが必要であるわけでありまして、今までのやうな天降的な氣持において預金をさせるというやうな氣分をもたせるばかりでなく、實際の運営においても、眞にさうした納得づくで、これらの預金をしてもらうといふふな方向に行かなければならぬわけでありまして、さういふ意味におきまして、この組合法の運営におきましては、民主的な一般の預金者の積極的協力のものと、眞に自分の氣持からこれを預け入れるのだといふふな體制にもつて行かれますように、切に希望を申し述べまして賛成する次第でございます。

○大上委員 本法案を先週ですかいだしまして十分審議していただきまして、昨日中崎先生からいろいろ御意見を拜聴し、その論點としては行政の區域面、すなわち地區別と同時に大量的に民主的にした方がよいか、あるいは町村長云々といふやうな問題もございまして、この問題は過去いろいろ見ておりますと、一つの地區、あるいは範圍といふものは、徴収上あるいは預金の必要上、技術面にい

あります。むしろ私はこの際國民貯蓄組合と言わず、あらゆるものの三萬圓の貯金に對して課税しないというふうなことで、できるだけ貯金を吸収する法案を思ひ切つてお出しになつた方がよいのではないかと思ふのであります。私も國民協同黨はわずか三名でありますから、どういたしまして。

○北村委員長 次に来る二日豫備審査のため本委員會に付託されました酒類配給公團法案を議題といたします。本日はこれに關連した討議を行いたいと思ひます。

○小坂政府委員 ただいま委員長から豫備審査のために議題としていただきました酒類配給公團法案の御説明をいたします。

御承知のごとく、近來の食糧事情はきわめて悪化しております。また燃料、酒類の生産は逐次減少の一途をたどつております。しかしながら酒類は石炭その他重要産業勞務者に對する特別物資、食糧供出の報償物資といつたしまして、また國民生活の明細化のためにも缺くべからざるものであります。から酒類の配給が適正に行われましか否かといふことは、國民生活の安定、産業の復興、食糧の増産等にやゝめて重大な關係を有するものと考えるのであります。しかして今回設立しようといふ酒類配給公團は、酒類の適正なる配給を目的とするものであります。その設立の理由は、主として次の通りであります。

第一に酒類は米、麥、甘藷等の主要食糧を原料とするものであります。食糧事情が非常に逼迫しております。際、これらの貴重なる主要食糧を原料とした酒類の製造は酒類配給公團は、酒類の適正なる配給を目的とするものであります。その設立の理由は、主として次の通りであります。

○北村委員長 第一議員俱樂部、日本農民黨お見えになつておりますか。お見えになつておりませんか。討論はこれにて終局いたしました。

ただいまより採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○北村委員長 起立議員、よつて本案は全會一致をもつて可決いたしました。

なおこの際お語りたしたいことがあるのであります。報告は前同と同樣に委員長及び理事に御一任を願ひたいと思ひます。御異議はないようでありますから、さうに取計らいま

第二に現在の酒類の御賣機關といつたしましては、清酒合成清酒、みりん、しょうちゆう等につきましては、大日本酒類販賣株式會社、都道府縣酒類販賣株式會社、ビールにつきましてはビール配給株式會社、果實酒に關しましては、全國果實酒御共販組合、及び雜酒につきましては全國雜酒御共販組合を指定いたしまして、政府の監督のもとにこれらを一定買取販賣機關としておるのであります。しかしながらこれらの會社、組合は、私的企業であります。さきに成立いたしました私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の趣旨に副わないのであります。しかしながら酒類の生産及び輸送事情を考慮するときは、これらに代るべき機關を設けて、全酒類を一元的に集荷し、小賣業者に販賣すること、最も經濟的であり、また酒類の品質保持についても適當と考へるのであります。

第三に、臨時物資需給調整法によりまして、重要な物資は政府が直接購入切符で消費者に割當することとなり、酒類についても指定配給物資として、この方式をとることとなつてゐるのであります。生産量の僅少な酒類につきましては、單に割當するといふだけでは、多數の酒類製造者から迅速に集荷し、これを適正な價格で全國各地に確實に配給することは困難であります。従つて割當の裏付をなす現物の流通を把握するとともに、全酒類を通じて價格、運賃、容器等について公平計算を行ひ、もつて價格の凹凸を防止する機構を設ける必要があると認めるのであります。

第四に、酒類については清酒、ビール、雜酒その他一切酒類を、アルコール分等を基準とする一定の換算率により總合的に把握し、酒類の地域的、時期的需給の不均衡、需要者の嗜好等を考慮しつつ極力適正な配給に努力してゐるのであります。この點からみても酒類配給公團を設立して、すべての酒類を取扱はしめることが適當であると考へるのであります。

次に本案の骨子とするところを概略申し述べたいと存じます。第一に酒類配給公團は、經濟安定本部總務長官の定める割當計畫及び配給手續に基き、酒類の適正な配給に關する業務を行うことを目的とする法人であります。

第二に資金につきましては、基本金は三千萬圓であります。全額政府出資とし、運営資金は復興金融庫から借入れることとしております。

第三に公團の役員につきましては、これは官吏その他の政府職員であり、俸給給與が國庫から支給されることと、官吏に關する一般法令に服さなければならぬ點において、公團が國家の代行機關としての性格を明らかにしてゐることは、さきに成立した他の公團と同様であります。しかしして役員として、できる限り公團の設立とともに解散する會社、または組合の従事員、その他民間の優秀な經驗者を採用し、現下の雇用事情に應ずることと、業務運営の圓滑適正を期したいと存じます。

第四に公團の業務は、酒類の一手買取及び賣渡が主たるものであります。これは經濟安定本部總務長官が定める基本的政策及び計畫に基いて、主務大臣のなす指定及び監督に從つて行ふものであります。すなわち製造された

酒類は、すべて製造者から公團に譲り渡され、公團は原則としてこれを小賣業者に賣り渡し、小賣業者からさらに消費者に配給されることとなるのであります。その他酒類の配給のため必要な酒類の保管及び輸送を行うことはもちろん、他に附帶事業としてリンク客器の回收、運賃のグール計算等が考へられております。而して公團の解散が臨時物資需給調整法とひとしく、昭和二十三年四月一日、あるいは經濟安定本部廢止の時のいずれか早い時か、または經濟安定本部總務長官の解散命令によることとなつており、平常の經濟狀態に復歸した際には、ただちに解散することを前提としております。

政府豫算及び貸出に當ります復興金融庫の資金關係から、業務に必要な施設は、原則として買収せず、公團設立とともに解散する會社または組合、その他の第三者から賃借することとしたのであります。

第五に公團の監督であります。經濟安定本部總務長官は、酒類の配給に關する基本的な政策及び計畫に關して指導監督し、主務大臣はこれに基いて實施上の具體的、個別的な監督を行うこととしておるのであります。なお公團の會計につきましては、その基本金が政府出資である建前から、會計検査院がその検査に當ることとしてゐるの、これまた他の公團と同様であります。

第六に公團の設立に伴う措置であります。酒類配給公團が成立したときには、現在の大日本酒類販賣株式會社、都道府縣酒類販賣株式會社、麥酒配給株式會社、全國果實酒御共販組合及び全國雜酒御共同組合は解散することとなり、その清算は昭



和二十三年四月一日までに結了いたすこととしておるのであります。

これを要するに貴重な主要食糧を原料とする乏しい酒類の配給については、需給がきわめて不均衡な期間に限り、政府みずからその統制の側面を営むこととし、私的會社または組合により一手買取販賣は、経済民主化の趣旨からこれを廢止することとしたいたしましたのが、公團の設立の眼目でありました。すなわち政府機關とも申すべき公團の組織とその民主的運営により、酒類の適正な配給を行い、産業復興と國民生活の安定に資せんとするものであります。

以上をもちまして酒類配給公團法案の提案理由の説明を終ります。何とぞ本案正規提出の時には、速やかに御審議の上可決せられんことをお願い申し上げます。

○北村委員長 生命保險關係の法案につきまして質疑に入ります。

○西村(榮)委員 生命保險中央會、損害保險中央會の業務に関する問題はきわめて簡單でありますから、論議の餘地はないようでありまして、銀行のとき實質的内容を備えておる保險業の獎來に對しまして、二、三簡單に御質問申し上げたいと思つておりますが、大體ここに書かれておる協榮生命保險といふこの内容は一體どういふものであるか。元來生命保險中央會は公式に政府の任務を代行してきたのであります。この任務を代行し得る協榮生命保險の内容については政府委員から説明がなかつた。一應その内容とそれから將來生命保險中央會はいかなる任務を負わされてゐるか、また整理の段階があればその點、この二點を伺

いたい。

○福田政府委員 協榮生命保險會社といふのは昭和十年設立をしまして、どういふことをやつておつたかと申しますと、生命保險の再保險業務を一つはやつておりました。それからもう一つは標準過大と申して普通の保險會社ではとらない弱體な方の保險をやつておつたのであります。ところが、昭和二十年四月に生命保險中央會といふものができまして、これがその業務を吸収して、これを合併するといふことに相なりした結果、この協榮生命保險會社は解散いたしましたのであります。しかるに、終戦と相なりしまして中央會の存在の理由がなくなつたといふ情勢と脱み合せまして、昔の協榮生命といふものが再發足をして、しばらく前に創立されたのであります。今中央會といふものが整理解散せらるべき旨、司令部の方から指令が出てゐるのであります。そういたしますと、この生命保險中央會が行つておりましたところの國家關係の事務、また協榮生命自體としてやつておつたところの舊協榮生命系統の仕事、これは昔のものを復活したその協榮生命に引續くことが適當であるといふことで、これを承継人と定めた次第であります。なお生命保險中央會といふものが、今後どういふふうになるかといふ問題であります。

きわめてノミナルなものであります。また、中央會の基金並びに基金に準ずる勘定だけでありまして、きわめて簡單なもので實質上は大體終了いたす、かように考えております。

○西村(榮)委員 生命保險中央會が生れる前に、協榮保險に引續く業務のほかに、生命保險協會の任務を引續いできた。生命保險協會は大體において當時の業者の補助的な機關であるといふに、お互いが民主的な統制機關であつた。これとの関連はどうか。從來生命保險協會がもつていた機能は新しい生命保險協會が使つて同時にそれとは別に大藏省が行政的な監督以外に業者の自主的な監督を生命保險協會に委託するのであります。

○福田政府委員 ただいまのところ保險業法に基く監督といふものは、政府みづからやつてゐるわけでありまして、しかしながら業者の自治的な協力といふような事態の必要な面も相當あるものであります。これは生命保險協會においてやられることを私もは期待いたしております。なお中央會はまつたく清算といふことに相なりますので、それに對して私も生命保險協會に對して期待をいたしております。一、切かような清算團體に對しましては期待いたしません。

○西村(榮)委員 生命保險中央會は解散になつたのであります。それと関連して、從來の生命保險が著しくきつたを負つてゐる。大體保險會社は整理の段階に入つておりますが、私は日本でもやつてける保險會社は二社しかない、他はほとんどやつていけないと脱んでゐる。そこで第二會社の設立が續

續として申請されておりますが、當局の考え方は、大體從來まで營業を續けてきた會社から第二會社申請があれば大體これを許すのか、あるいはそこに取捨選擇をするのか、その選擇の範圍はどの程度であるか、簡單でいいから伺いたい。

○福田政府委員 お説の通り、生命保險會社は戦争によつて相當の打撃を受けた。先般の再建整備の措置を適用いたしますと、ほとんど大部分は資本金全部がなくなつたといふような事情にあるのであります。この際、第二會社を設立いたしますかどうかといふ問題に關連するであらうと思つておりますが、第二會社の設立の要望は非常に熾烈であります。これに對しまして政府といつたしましては、ただいまインフレ高進の状況下におきまして、保險會社の立ちゆきといふものは非常にむづかしい段階にあるといふことは事實であります。この安定をまてば相當堅實な出發ができるというやうな見通しをものに對しましては、これを復活させる。しかしながらさういふ安定といふことを考えましてもどうも立ちにくいといふものに對しては、この際第二會社の設立を認可せぬ、そうして直ちに合併いたすとか解散いたすとか、さういふ方向にいたしたいと考へております。

○西村(榮)委員 ただいま銀行局長の御説明によると、生命保險會社は戦争中大きな損傷を蒙つたのであります。が、率直に申しますと、保險會社が戦争中戦時死亡並びに公債のしよこみためて蒙つた損失といふものはきわめて僅少です。生命保險會社が今もつておるきつといふものは、これは大部

分戦前のきつをそのまま越しておるのである。既に太平洋戦争に入る前に四十三社あつた中に、大體において百圓の年度の保險料をとつて、その年度の營業費が百五十圓から七十圓かつておるものが二十数社ある。そこでこれを整理しなければならぬといふので、整理方針は大體五社、第一案は四社、第二案は七社、第三案は十一社、十一社以上は残さないといふのが當時の業界の意向であり、監督官廳である商工省あるいは大藏省の繼承した方針であつた。私なせそのことを申し上げるかと言へば、第二會社を設立する場合においては、この點を考慮して認可するかしないかといふことをよく考へないと、從來までの營業を續けてきたから、これはすべて第二會社に認可するといふことでは、これはほとんどない將來に禍根をのこすのではない。従つて太平洋戦争前において會社がかくのごとききつを負つた原因は、どこにあるか。すべてこれは經營能力です。能力によつて莫大なきつを當時の生命保險會社が負つてゐる。私はこれを特に大藏當局に希望するものは、將來、日本の再建のために窓口で受ける銀行預金よりも、二十年ないし三十年の長期にわたるこの生命保險料をもつて國家再建の資金にしなければならぬといひますれば、その業務を預かるものは、よほど信用のある強固な基礎でなければならぬ。しかるに戦争前のきつをそのまま負うて、また戦争前からきつをすべて手をつけずにくといふのできて、今戦争によつて損害を蒙つたといふ理由で、從來の經營の失敗をそのまま帳消しにされ、第二會社が設立されるといふこと

があれば、私はきわめて考えなければならぬことと思う。これを大蔵當局に考えてもらいたい。今私は率直に言うが、大體において立ち行く會社は二社しかない。それから整理して大體これだけでいけるというので第二會社の設立が認可される會社が七つ。これはどう見てもそうなる。そこで私はここに本案を審議する上において希望しておきたいのは、同時に御意見も承りたいのは、第二會社を設立するに於いて、その認可の可否については、單に行政的な立場における大蔵省だけがこれを官廳的な立場から見られるのでなしに、現在の公正なる立場をとり得る、その業務に慣れた事業者あたりからも代表を出して、第二會社の設立の可否を、大蔵省がそれらの業務の實務家に諮問するといふふやうな民主的な機關を設けて、その審査に當らねたいというのが一點であります。それから保險會社を穩やかに整理するには、今が一番よい時期じゃないか、そしてこれを整理して將來監督していくのは、それぞれの生命保險協會といふふやうなものをつくつてもいいし、あるいは別途の民主的機關をつくつてもいいが、さういふふやうな機關で、行政官廳とともに民主的にそれを監督し、指導していくという機關が必要である。この二點について、これを設立される御意見があるかどうか承りたい。

○小坂政府委員 ただいまいろいろ西村委員から御意見を承りましたが、戦後の復興に關連いたしまして、戦前からのいふやうな不合理な點を除くといふことは、國家再建のためにきわめて適切なる御意見と存じます。ただいま生命保險に關しましては、保險復興會

議という民主的な機關を設けることにいたしております。この機關の最も民主的な活用によりまして、今御意見のごときことを十分とり入れてまいりたい、かように考えております。

○北村委員長 まだ質問は長いですが、

○西村(榮)委員 まだありますけれども、今日はこれで打ち切ります。しかし委員會の議事進行について委員長に注意したい。まだ十二時まで時間があつたのに、時間ぎりぎりまでやつたらどうです。理事會の申合せがあるから打ち切つたが、十二時まで時間があるのだから、私は他の委員だつたら異議を申し述べます。

○北村委員長 理事と委員長にその點についてはお任せを願います。

○西村(榮)委員 しかし議事運営について委員が意見を述べることが自由であるべきです。

○北村委員長 御意見があるならばいくらでも承ります。理事會で打合したことですから……

○西村(榮)委員 理事會の申合せがあれば、わが黨からも理事會に出ているのだから、尊重して質問を打ち切ります。私は將來のことを言ひておる。

○北村委員長 だから打ち切りを願います。將來のことは將來のこと。今日は打合したから……

○西村(榮)委員 將來のことについて委員の意見を拒む、それはいけません。

○北村委員長 委員の意見を拒んではおりませぬ。

○西村(榮)委員 私は希望を言つておる。十二時まで時間があるなら、十二時まで論議を盡したらどうです。

○北村委員長 別に十二時までやるという約束はしていないのです。

○西村(榮)委員 十二時まで約束してなくても、道理から言つて十二時までやつたらどうです。申合せは尊重しますけれども時間があるのだから……

○北村委員長 それはあなたの方の理事ともよく相談してください。

○西村(榮)委員 私は委員長に希望を申し上げておる。

○北村委員長 心得ました。それからこの機會にお語りたしておきたいのであります。委員のうちからも申出がありまして、私もさうに考えるのであります。が、專賣事業に關しまして多少調査、また視察をいたしたい。このことは適當であると思つてあります。ことに今日の事實が性格が變りまして、財政專賣となりつつあるときでありますから、專賣に關する事業の視察、調査をすることにしまして、これは委員會で決議をして、さうして議長の承認を受けなければならぬことに規定されてゐるのであります。それでこの機會にそのことを決議をいたしておいた方がよいのではないかと考へるのであります。いかがでございますか。

○北村委員長 先とせばたばこの事實、その他大蔵省關係の財政金融に關係のある專賣事業について、視察調査等をして、さういふことなのであります。それで具體的にいつどこをといふふやうなことにしましては、委員長、理事にお任せを願ふことにして、一應ここですういふ決議をしていただきますと思つてあります。

○北村委員長 先とせばたばこの事實、その他大蔵省關係の財政金融に關係のある專賣事業について、視察調査等をして、さういふことなのであります。それで具體的にいつどこをといふふやうなことにしましては、委員長、理事にお任せを願ふことにして、一應ここですういふ決議をしていただきますと思つてあります。

○北村委員長 別にならぬことと思つて、これを大蔵當局に考えてもらいたい。今私は率直に言うが、大體において立ち行く會社は二社しかない。それから整理して大體これだけでいけるというので第二會社の設立が認可される會社が七つ。これはどう見てもそうなる。そこで私はここに本案を審議する上において希望しておきたいのは、同時に御意見も承りたいのは、第二會社を設立するに於いて、その認可の可否については、單に行政的な立場における大蔵省だけがこれを官廳的な立場から見られるのでなしに、現在の公正なる立場をとり得る、その業務に慣れた事業者あたりからも代表を出して、第二會社の設立の可否を、大蔵省がそれらの業務の實務家に諮問するといふふやうな民主的な機關を設けて、その審査に當らねたいというのが一點であります。それから保險會社を穩やかに整理するには、今が一番よい時期じゃないか、そしてこれを整理して將來監督していくのは、それぞれの生命保險協會といふふやうなものをつくつてもいいし、あるいは別途の民主的機關をつくつてもいいが、さういふふやうな機關で、行政官廳とともに民主的にそれを監督し、指導していくという機關が必要である。この二點について、これを設立される御意見があるかどうか承りたい。

○小坂政府委員 ただいまいろいろ西村委員から御意見を承りましたが、戦後の復興に關連いたしまして、戦前からのいふやうな不合理な點を除くといふことは、國家再建のためにきわめて適切なる御意見と存じます。ただいま生命保險に關しましては、保險復興會

議という民主的な機關を設けることにいたしております。この機關の最も民主的な活用によりまして、今御意見のごときことを十分とり入れてまいりたい、かように考えております。

○北村委員長 まだ質問は長いですが、

○西村(榮)委員 まだありますけれども、今日はこれで打ち切ります。しかし委員會の議事進行について委員長に注意したい。まだ十二時まで時間があつたのに、時間ぎりぎりまでやつたらどうです。理事會の申合せがあるから打ち切つたが、十二時まで時間があるのだから、私は他の委員だつたら異議を申し述べます。

○北村委員長 理事と委員長にその點についてはお任せを願います。

○西村(榮)委員 しかし議事運営について委員が意見を述べることが自由であるべきです。

○北村委員長 御意見があるならばいくらでも承ります。理事會で打合したことですから……

○西村(榮)委員 將來のことについて委員の意見を拒む、それはいけません。

○北村委員長 委員の意見を拒んではおりませぬ。

○西村(榮)委員 私は希望を言つておる。十二時まで時間があるなら、十二時まで論議を盡したらどうです。

○北村委員長 別に十二時までやるという約束はしていないのです。

○西村(榮)委員 十二時まで約束してなくても、道理から言つて十二時までやつたらどうです。申合せは尊重しますけれども時間があるのだから……

○北村委員長 それはあなたの方の理事ともよく相談してください。

○西村(榮)委員 私は委員長に希望を申し上げておる。

○北村委員長 心得ました。それからこの機會にお語りたしておきたいのであります。委員のうちからも申出がありまして、私もさうに考えるのであります。が、專賣事業に關しまして多少調査、また視察をいたしたい。このことは適當であると思つてあります。ことに今日の事實が性格が變りまして、財政專賣となりつつあるときでありますから、專賣に關する事業の視察、調査をすることにしまして、これは委員會で決議をして、さうして議長の承認を受けなければならぬことに規定されてゐるのであります。それでこの機會にそのことを決議をいたしておいた方がよいのではないかと考へるのであります。いかがでございますか。

○北村委員長 先とせばたばこの事實、その他大蔵省關係の財政金融に關係のある專賣事業について、視察調査等をして、さういふことなのであります。それで具體的にいつどこをといふふやうなことにしましては、委員長、理事にお任せを願ふことにして、一應ここですういふ決議をしていただきますと思つてあります。

○北村委員長 先とせばたばこの事實、その他大蔵省關係の財政金融に關係のある專賣事業について、視察調査等をして、さういふことなのであります。それで具體的にいつどこをといふふやうなことにしましては、委員長、理事にお任せを願ふことにして、一應ここですういふ決議をしていただきますと思つてあります。

○北村委員長 先とせばたばこの事實、その他大蔵省關係の財政金融に關係のある專賣事業について、視察調査等をして、さういふことなのであります。それで具體的にいつどこをといふふやうなことにしましては、委員長、理事にお任せを願ふことにして、一應ここですういふ決議をしていただきますと思つてあります。

○北村委員長 先とせばたばこの事實、その他大蔵省關係の財政金融に關係のある專賣事業について、視察調査等をして、さういふことなのであります。それで具體的にいつどこをといふふやうなことにしましては、委員長、理事にお任せを願ふことにして、一應ここですういふ決議をしていただきますと思つてあります。